

# 改葬許可の流れ

① 「改葬許可申請書」を、対馬市のホームページからダウンロードしていただくか市役所窓口にてもらってください。



② 「改葬許可申請書」の記入例を見ながら、記入漏れがないように記入してください。



③ 「改葬許可申請書」は2部(1部は許可書として交付)提出してください。



④ 「改葬許可申請書」を市役所下記窓口へ提出または郵送してください。

## 【提出及び郵送先】

- ・対馬市役所 市民課
- ・美津島行政サービスセンター
- ・中対馬振興部 住民生活課
- ・峰行政サービスセンター
- ・上県行政サービスセンター
- ・上対馬振興部 住民生活課

## ●郵送の場合(下記を同封願います)

- ・改葬許可申請書(2部)
- ・許可申請書1部につき300円の手数料  
手数料については、定額小為替証書(郵便局)
- ・返信用封筒(切手を貼ったもの)



⑤ 内容を確認後、「改葬許可書」を発行します。



⑥ 「改葬許可書」を移転先の、墓地・納骨堂管理者に渡し、お骨を納めます。